

## 3 県の廃棄物処理の現状

### 3.1 一般廃棄物

#### (1)ごみの排出量

##### 【現状】

令和5年度における県内のごみの排出量は約194万トンで、県民一人1日当たりのごみの排出量(排出原単位)は839グラムでした。

家庭系ごみの一人1日当たりの排出量(資源物除く)は、徐々に減少しており、全国平均より良好な水準で推移しています。

ごみの排出量は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分かれ、生活系ごみから集団回収量と資源ごみ量を除いた家庭から排出されるごみ量を、家庭系ごみ排出量と定義しています。

ごみの排出量は平成21年度以降減少傾向で推移しており、新型コロナウイルス感染症等の影響で令和元年度に増加しましたが、その後は再度減少傾向で推移しています。(図3-1-1)

県民一人1日当たりのごみの排出量(排出原単位)についても、新型コロナウイルス感染症等の影響で令和元年度に増加したものの、減少傾向で推移し、全国平均を下回っています。(図3-1-2)

一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)をみると、新型コロナウイルス感染症等の影響等で令和2年度には532g/人・日まで増加しましたが、その後は大きく減少しています。(図3-1-3)

ごみの排出量等が減少傾向で推移している要因は、環境負荷低減効果の高い2R(リデュース、リユース)の推進など、市町村や県等による施策を踏まえ、家庭等での取組が進んだ効果と考えられます。

家庭から排出されたごみに加え、集団回収によって集められたごみを家庭系のごみとした場合、ごみの排出量の約7割が家庭系ごみ、約3割が事業系ごみとなっており、ここ十数年割合に変化は見られません。(図3-1-4)

図3-1-1 ごみ排出量等の推移

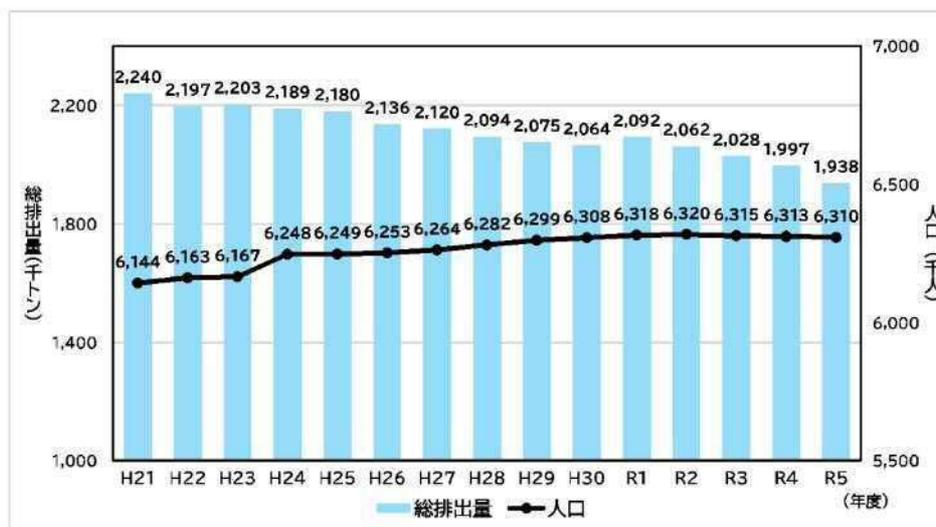


図3-1-2 一人1日当たりのごみ排出量(排出原単位)の推移



図3-1-3 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)の推移

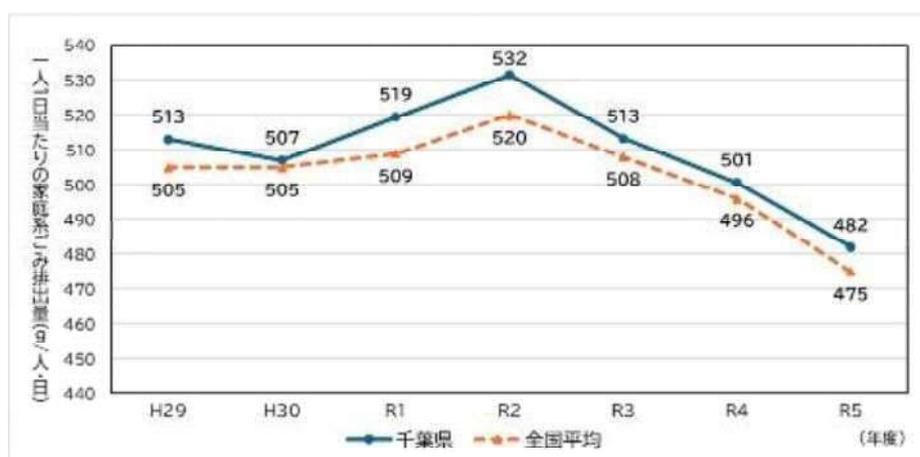
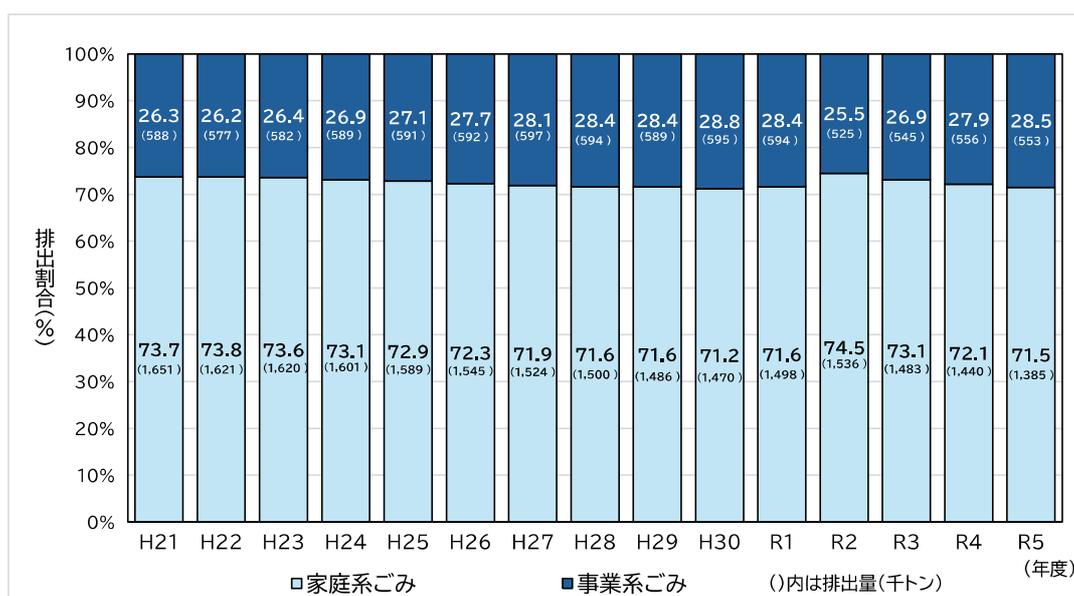


図3-1-4 家庭系ごみと事業系ごみの排出割合の推移



## (2)ごみの資源化等

### 【現状】

令和5年度の出口側の循環利用量は約43.9万トンで、出口側の循環利用率は22.6%でした。

焼却ごみの組成では、紙・布類等が多く混入しており、可燃ごみの中には資源化が可能なものが多く含まれています。

また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集については、県内54市町村のうち、紙製容器包装は12市町村、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)は32市町村が実施しています。

### ① 焼却処理の状況

ごみの焼却量は、ごみの排出量と同様に、令和2年度以降減少傾向にあります。令和5年度における焼却ごみの組成をみると、紙・布類が45.8%、ちゅう芥類(台所から出る調理くずなどのごみ)が11.6%を占めるなど、資源化が可能なものが多く含まれています。(図3-1-5、図3-1-6)

図3-1-5 焼却処理量の推移

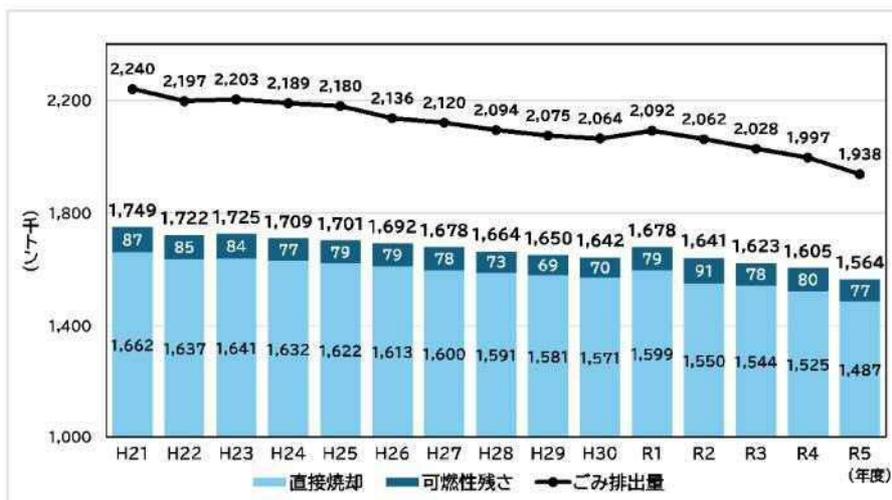
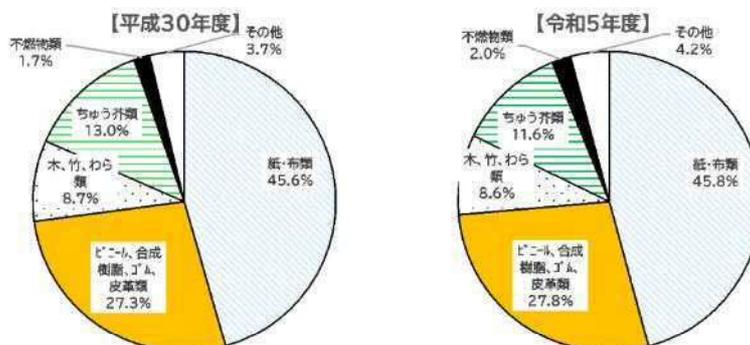


図3-1-6 焼却ごみの組成



※千葉県内市町村及び一部事務組合の焼却施設のうち、ごみ組成分析を行った施設のデータの平均値。  
 ※ごみを乾燥させた後に軽量する方法(乾燥ベース)による数値。

## ② 資源化の状況

出口側の循環利用量は、近年横ばいで推移しており令和5年度は43.9万トンとなっています。(図3-1-7)

出口側の循環利用率は全国平均より良好な水準で推移しているものの、近年は伸び悩んでおり、ほぼ横ばいで推移しています。(図3-1-8)

また、集積所に出された資源物の持ち去り行為が見受けられ、こうした行為を防止するため、市町村においては市民への広報やパトロールを行うとともに、資源物の持ち去り行為を禁止する条例の制定(31市町村(令和5年度末))が進んでいます。

図3-1-7 出口側の循環利用量の推移

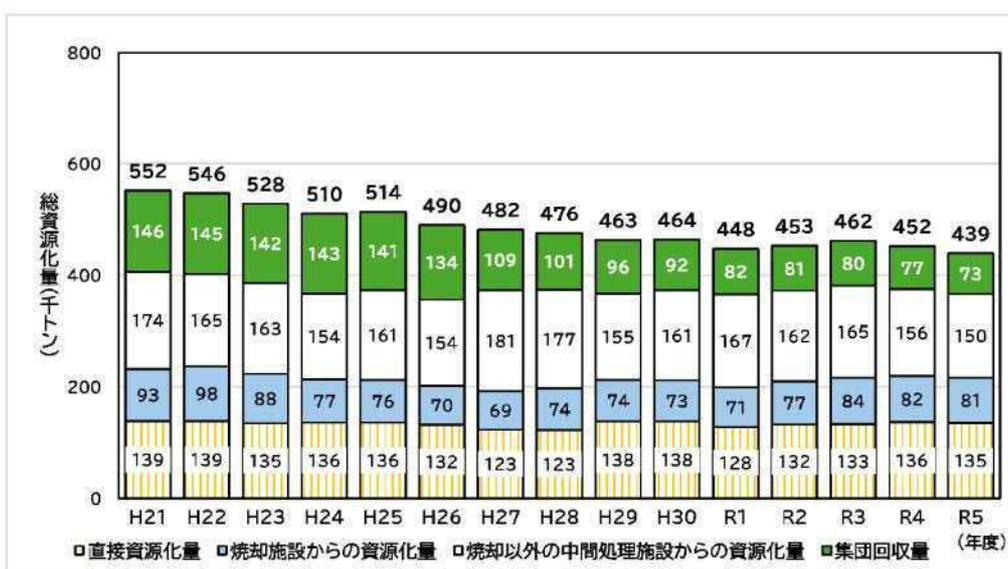
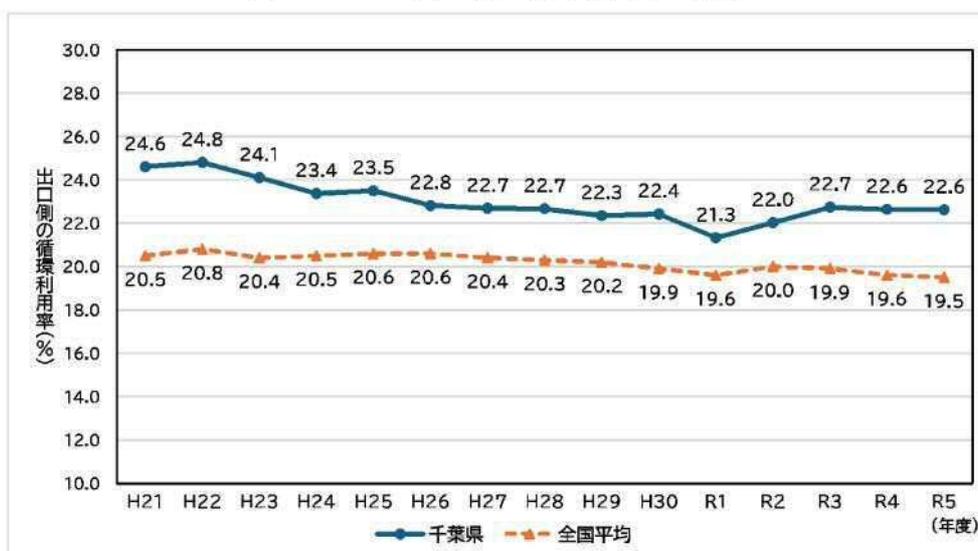


図3-1-8 出口側の循環利用率の推移



※ 出口側の循環利用率(=循環利用量/排出量)

### ③ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施状況

令和5年度の分別収集の実施状況を見ると、ガラスびん(その他)、ペットボトル、ダンボールについては、全市町村が分別収集計画を策定し、そのほとんどの市町村で分別収集を実施しています。

プラスチック製容器包装の収集については、32市町村の実施にとどまり、分別収集の取組があまり進んでいない状況にあります。(表3-1-1)

表3-1-1 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績(令和5年度)

品目		収集量 (t)	再商品化量 (t)	再商品化率 (%)	計画 市町村数	実施 市町村数
		(A)	(B)	(B/A)		
ガラス びん	無色	13,118	12,939	98.6	52	50
	茶色	8,890	8,730	98.2	52	50
	その他	10,437	10,274	98.4	54	53
ペットボトル		19,679	19,086	97.0	54	54
紙製容器包装		541	460	85.0	19	12
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		28,791	24,831	86.2	33	32
缶	鋼製	6,420	6,385	99.5	53	52
	アルミニウム製	9,559	9,514	99.5	53	52
飲料用紙製容器包装		485	485	100.0	49	41
ダンボール		49,711	49,638	99.9	54	54
全品目		147,631	142,342	96.4		

※1 「収集量」は当該年度の収集量に前年度の持ち越し分を加え、そこから当該年度の保管残量を引いた実収集量です。  
 ※2 紙製容器包装、飲料用紙製容器の再資源化については、容器包装リサイクル法ルートと古紙ルート(雑がみ等)の2つが存在し、残りの市町村は古紙ルートで回収しています。

### (3)最終処分量

#### 【現状】

最終処分量は、平成23年度以降は若干増加傾向にありましたが、平成28年度以降は減少傾向で推移しています。

焼却残さについては、資源化されているものがあるものの、埋立処分される廃棄物の大部分を占めています。(図3-1-9)

県の令和5年度の一人1日当たりの最終処分量は46グラムです。平成28年度以降は減少傾向で推移しています。また、全国平均より良好な水準で推移しており、その差は近年若干広がっています。(図3-1-10)

県内処分・県外処分の内訳をみると、近年は横ばい傾向となっており、令和5年度には県外処分が約5.1万トン、最終処分量の47.4%と約半分を占めています。(図3-1-11)

図3-1-9 最終処分量の推移

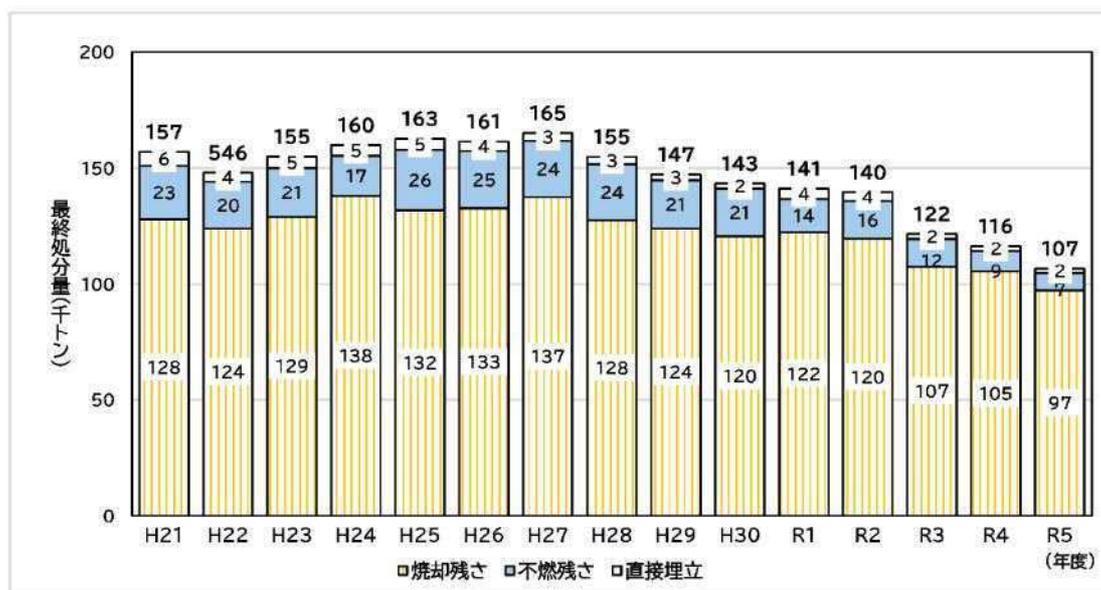


図3-1-10 一人1日当たりの最終処分量の推移(全国比較)

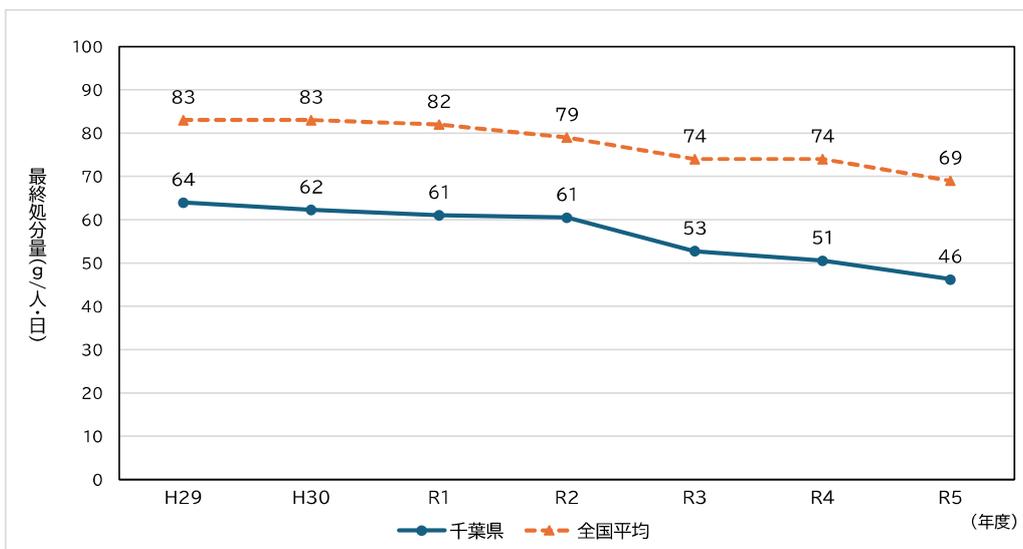
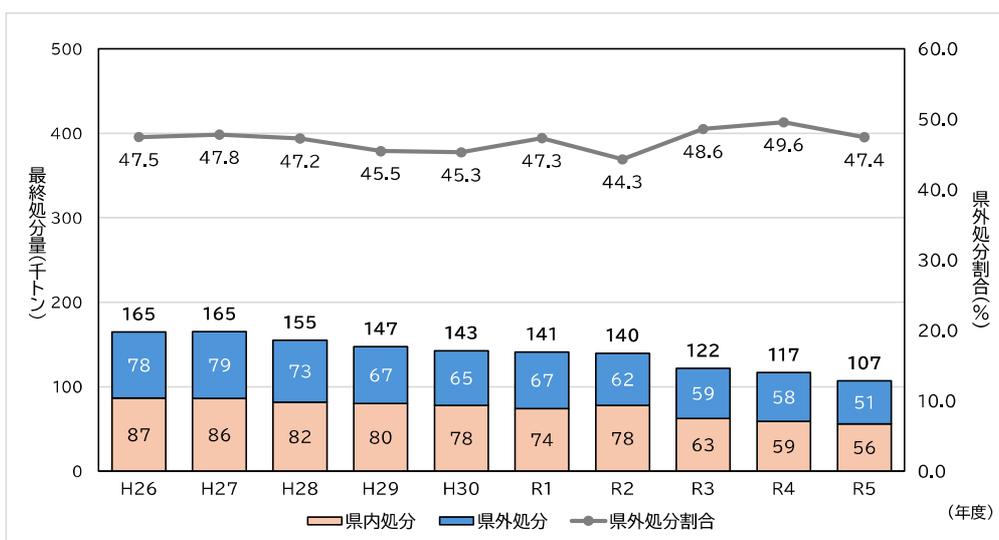


図3-1-11 県内処分・県外処分の推移



## (4)食品ロス量 \*

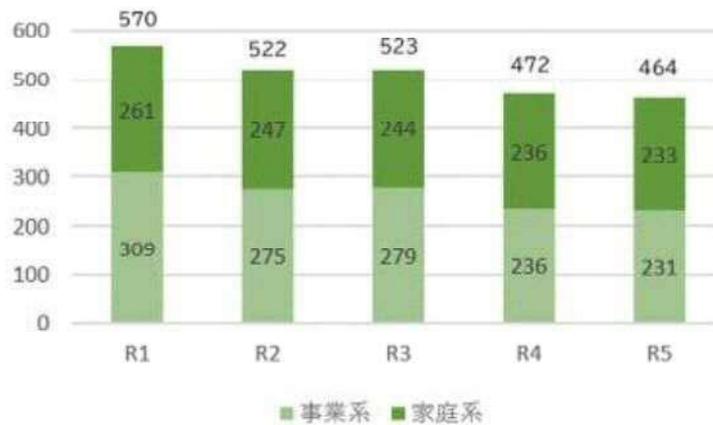
### 【現状】

食品ロス量は、近年減少傾向であり、令和5年度は23.6万トンとなっています。

千葉県の商品ロス量は、全国の商品ロス量を基に、経済センサスの出荷額等から推計しています。

全国の商品ロス量は、家庭系・事業系ともに令和元年度以降減少傾向であるため、千葉県の食品ロス量も同様に減少傾向となっており、令和5年度は23.6万トンとなっています。(図3-1-12、表3-1-2)

図3-1-12 全国の商品ロス量の推移



(単位:万トン)(農林水産省及び環境省 推計)

表3-1-2 千葉県の食品ロス量の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	13.5	13.0	13.0	12.5	12.4
事業系	14.3	12.8	13.4	11.5	11.2
合計	27.8	25.8	26.4	24.0	23.6

(単位:万トン)

## (5)市町村におけるごみ処理費等の状況

### 【現状】

令和5年度に市町村がごみ処理に要した費用は約1,053億円で、県民一人当たりでは年間16,693円でした。

また、ごみ処理の有料化については、令和5年度末で37市町村が導入しています。

ごみ処理費用には、収集運搬から焼却等の中間処理、最終処分に至るまでの人件費を含む処理・維持管理費のほか、施設の建設、改修等の建設改良費等の費用が含まれています。令和5年度における県民一人当たりのごみ処理費用は16,693円でした。(表3-1-3)

ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平化や費用面からの廃棄物排出に係る意識改革につながるるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果が期待され、令和5年度末現在、37市町村で導入されています。(表3-1-4)

また、有料化の導入とともに、可燃ごみの収集回数を減らし、資源ごみの収集回数を増やすといった見直し等を併せて実施することで、更なる排出抑制効果も期待されます。

表3-1-3 ごみ処理費用の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
処理・維持管理費 (千円)	78,232,950	80,006,368	77,281,973	80,853,683	83,993,833
建設改良費 (千円)	20,410,453	24,734,636	15,857,592	18,376,487	15,844,065
その他 (千円)	2,865,627	3,208,440	5,285,302	5,495,472	5,486,737
計 (千円)	101,509,030	107,949,444	98,424,867	104,725,642	105,324,635
人口 (人)	6,317,531	6,319,756	6,315,205	6,312,610	6,309,586
1人当たり経費 (円/人・年)	16,068	17,081	15,585	16,590	16,693
市町村等搬入量 (t)	2,010,353	1,981,322	1,947,532	1,919,178	1,865,024
1t当たりの経費 (円/t・年)	50,493	54,484	50,538	54,568	56,474

表3-1-4 令和5年度ごみ処理有料化の状況(生活系可燃収集ごみ(直接搬入ごみを除く。))

収集回数	制度	市町村
週2回	無料(1)	我孫子市
	無料/指定袋制(7)	流山市、成田市、柏市、印西市、白井市、酒々井町、船橋市
	有料(23)	千葉市、木更津市、鏡子市、館山市、野田市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、御宿町、鋸南町
週3回	無料/指定袋制(9)	市川市、松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、富里市
	有料(14)	東金市、四街道市、茂原市、八千代市、袖ヶ浦市、いすみ市、大網白里市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町

※年度末時点での状況

※( )内の数字は、市町村数

※県民がごみ袋の購入代金のみを負担している場合は、「無料/指定袋制」のグループに計上しています。

※野田市は、1世帯120枚までは無料としています。

※東金市では、一部地域において週5回収集としています。

## (6)ごみの不法投棄等

### 【現状】

道路や空き地、林地などで、ごみの散乱・放置や廃家電等の不法投棄などの事例が依然として見受けられます。

県及び市町村では、地域の環境美化を進めるため、地域の実情に応じた取組を実施しています。

また、道路や河川への空き缶等のポイ捨てや観光地の空き缶の散乱等による生活環境の悪化を防ぐため、令和5年度末現在、50市町村で、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」が制定されていますが、未だに観光地や市街地の道路・空き地などでは、ごみの散乱・放置が見受けられます。

廃家電の不法投棄は、近年減少傾向にありますが、令和5年度で2,277台と年間2千台以上不法投棄されています。(表3-1-5)

表3-1-5 廃家電(家電リサイクル法に定める4品目)の不法投棄の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
エアコン	36	39	57	58	50	68	51	60	34	41
テレビ	2,794	2,283	2,089	2,111	1,946	1,931	1,908	1,663	1,440	1,518
冷蔵庫・冷凍庫	799	727	675	736	665	775	837	693	583	471
洗濯機	393	391	418	458	487	519	553	473	416	247
計	4,022	3,440	3,239	3,363	3,148	3,293	3,349	2,889	2,473	2,277

(台)

## (7)一般廃棄物処理施設等の整備状況

### 【現状】

ごみ処理施設の約87%が、稼働してから15年以上経過しており、令和12年度にはその割合が約93%となることから、施設の長寿命化や更新を検討する時期を迎えています。

県内には22施設の最終処分場があり、近年の最終処分量の減少により、最終処分場の残余年数は増加傾向にあります。最終処分場を有していない市町村が令和5年度末で18市町村あります。

市町村及び一部事務組合のごみ処理施設の設置数は、ごみ処理の広域化や施設の集約化の進展に伴い減少しています。(表3-1-6)

ごみ処理施設のうち稼働してから15年以上経過している施設の割合は令和5年度末現在で約87%を占めており、令和12年度末には約93%となることから、今後、広域化の可能性も含め、施設更新を検討する必要があります。(表3-1-7)

また、県内市町村における最終処分場の残余年数は近年増加傾向にあります。令和6年3月現在、残余年数は8.8年と試算され、未だ国の廃棄物処理施設整備計画で示されている目標の22年を下回っている状況にあります。(図3-1-13)

表3-1-6 ごみ処理施設の整備状況

区分		年度				
		H26	H27	H28	H29	H30
ごみ焼却施設	施設数	43	43	42	41	41
	処理能力(t/日)	8,396	8,396	8,356	8,017	8,065
粗大ごみ処理施設	施設数	25	24	24	24	24
	処理能力(t/日)	1,446	1,195	1,195	1,195	1,195
資源化等を行う施設	施設数	18	20	19	18	18
	処理能力(t/日)	675	696	674	674	674
最終処分場	施設数	24	24	22	22	22
	残余容量(千m <sup>3</sup> )	1,511	1,482	1,427	1,382	1,329

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
ごみ焼却施設	施設数	39	36	37	35	35
	処理能力(t/日)	7,490	7,463	7,601	7,406	7,391
粗大ごみ処理施設	施設数	24	21	21	18	18
	処理能力(t/日)	1,179	1,110	1,110	995	995
資源化等を行う施設	施設数	17	16	17	16	16
	処理能力(t/日)	665	665	661	635	635
最終処分場	施設数	24	23	24	24	22
	残余容量(千m <sup>3</sup> )	1,270	1,223	1,263	1,183	1,146

表3-1-7 ごみ処理施設の稼働年数の状況及び将来推計

区分		年度									
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
ごみ焼却施設(A)	総施設数	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
	15年経過施設数	31	31	31	31	31	32	32	32	32	
粗大ごみ処理施設(B)	総施設数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	15年経過施設数	17	17	17	17	17	17	18	18	18	
資源化等を行う施設(C)	総施設数	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
	15年経過施設数	12	12	13	13	13	14	14	14	14	
ごみ処理施設合計(A+B+C)	総施設数	69	69	69	69	69	69	69	69	69	
	15年経過施設数	60	60	61	61	61	63	64	64	64	
	割合(%)	87.0	87.0	88.4	88.4	88.4	91.3	92.8	92.8	92.8	

※令和5年度以前は実際の値、令和6年度以降は施設の改廃がないと仮定した場合の値です。

※「割合」は、総施設数に占める15年が経過した施設の割合です。

図3-1-13 最終処分場の残余容量・年数の推移



※残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量の全量が全国または県内の最終処分場(民間を除く)で最終処分が行われた場合に、最終処分が可能な期間(年数)をいい、以下の式により算出されます。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重}}$$

(埋立ごみ比重=0.8163(環境省が残余年数算定の際に使用する数値))

## (8) 災害廃棄物対策

### 【現状】

令和元年度の台風等を契機に、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制の強化とともに、県内全市町村における災害廃棄物処理計画の策定が求められていたところであり、令和6年3月末現在、全54市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な廃棄物が混ざり合い、大量の災害廃棄物が広範囲にわたり発生しました。災害廃棄物は、人々の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

国は、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月に改定)を、平成27年11月には「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定し、県及び市町村にこれらの指針を踏まえた「災害廃棄物処理計画」の策定を求めており、平成27年8月の廃棄物処理法の改正では、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、廃棄物処理計画に盛り込むべき項目が追加されました。

これを踏まえて県では、平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定したところです。

また、市町村においても、令和6年3月末現在、全54市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

## (9)し尿処理

### 【現状】

令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量(公共下水道等で処理されるし尿は除く)は約72万キロリットルで、年々減少しています。

また、し尿処理施設の約77%が、稼働してから15年以上経過していることから、施設の長寿命化や更新を検討する時期を迎えています。

令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量(公共下水道等で処理されるし尿を除く。)は、全体で約72万キロリットルであり、そのうち市町村が収集しているし尿が約9万キロリットル、浄化槽汚泥が約63万キロリットル、その他自家処理されているものが約212キロリットルです。千葉県全県域污水適正処理構想に基づく各種污水処理事業の推進により、公共下水道等の整備が進んできたことで、し尿処理施設で処理する汚泥の量は年々減少しており、令和5年3月に策定した千葉県污水処理広域化・共同化計画に基づき、污水処理施設の統廃合が促進されることで今後も減少が見込まれます。(図3-1-14)

また、し尿処理施設において発生する残さ(汚泥)の処理内訳は、17%がごみ焼却施設で焼却、75%がし尿処理施設内で焼却、4%がごみ堆肥化施設で堆肥化されています。(図3-1-15)

浄化槽の設置状況は、現在、単独処理浄化槽を新たに設置することが原則禁止されていることや、既設の単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への切替が進んでいることから、単独処理浄化槽の設置基数は減少傾向にあり、合併処理浄化槽の設置基数は増加傾向にあります。令和5年度末現在における設置総基数は約44万5千基となっています。(表3-1-8)

なお、令和5年度に浄化槽台帳の整備を行い、既に廃止済みであった浄化槽が反映されたことで、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を合わせて約10万基の減少となっています。

また、し尿処理施設のうち、稼働してから15年以上経過している施設の割合は令和5年度末で約77%となっています。(表3-1-9)

図3-1-14 し尿処理状況の推移

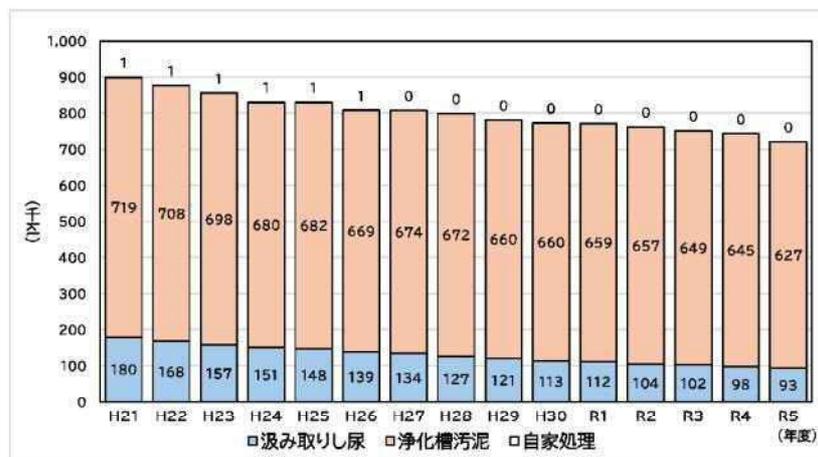


図3-1-15 し尿処理施設からの残さの処理内訳

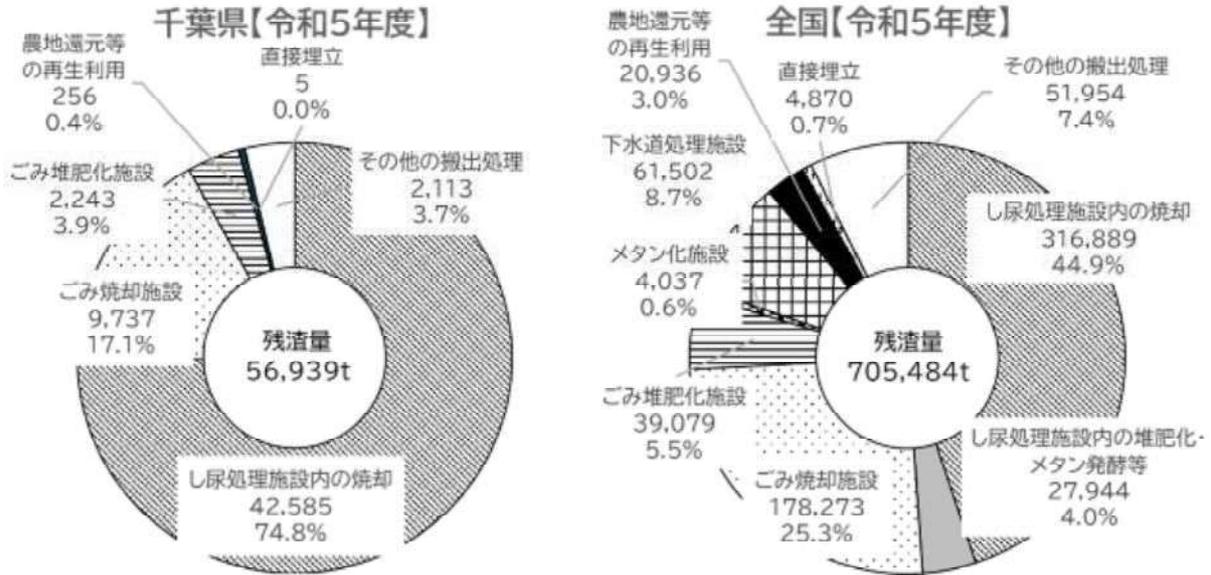


表3-1-8 浄化槽設置状況

(基数)

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
内訳	総基数	576,052	574,716	578,218	548,173	553,503	547,855	445,066
	単独処理浄化槽	328,303	321,964	320,875	292,421	291,428	279,968	187,788
	合併処理浄化槽	247,749	252,752	257,343	255,752	262,075	267,887	257,278

表3-1-9 し尿処理施設の稼働年数の状況

区分	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総施設数		34	34	34	34	34	34	34	34
15年経過施設数		26	27	28	29	29	29	29	29
割合(%)		76.5	79.4	82.4	85.3	85.3	85.3	85.3	85.3

※ コミュニティプラントは含みません。  
 ※ 令和5年度は実績。令和6年度以降の新たな設置は考慮していません。  
 ※ 割合は、総施設数に占める稼働後15年が経過した施設の割合です。

## 3.2 産業廃棄物

### (1) 排出量

#### 【現状】

令和5年度の産業廃棄物の排出量は約1,875万トンでした。

産業廃棄物20品目の種類別内訳では、汚泥が約36%を占めており、動物のふん尿、鉱さい、がれき類、ばいじん、金属くずを合わせた上位6品目で全体の約87%を占めています。

業種別内訳では、製造業が約41%を占め、続いて電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、農業・林業からの排出量が多くなっています。

産業廃棄物の排出量は、平成30年度まで減少した後、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和3年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しており、令和5年度の排出量は約1,875万トンとなっています。排出量は経済活動の動向等に左右される傾向があり、引き続き注視が必要です。

種類別の内訳をみると、令和5年度は汚泥が36.3%と最も多く、動物のふん尿14.1%、鉱さい10.2%、がれき類9.9%、ばいじん8.7%、金属くず7.9%と続いています。平成30年度と比較すると、汚泥や鉱さいの割合が増加している一方、金属くずは減少しています。(図3-2-1、図3-2-2)

業種別では、鉄鋼、石油精製、石油化学等の製造業からの排出割合が高く、約765万トン(約41%)となっており、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が約467万トン(約25%)、建設業が約290万トン(約15%)、農業・林業が約267万トン(約14%)と続いており、この上位4業種で全体の約95%を占めています。(図3-2-3)

図3-2-1 種類別排出量の推移

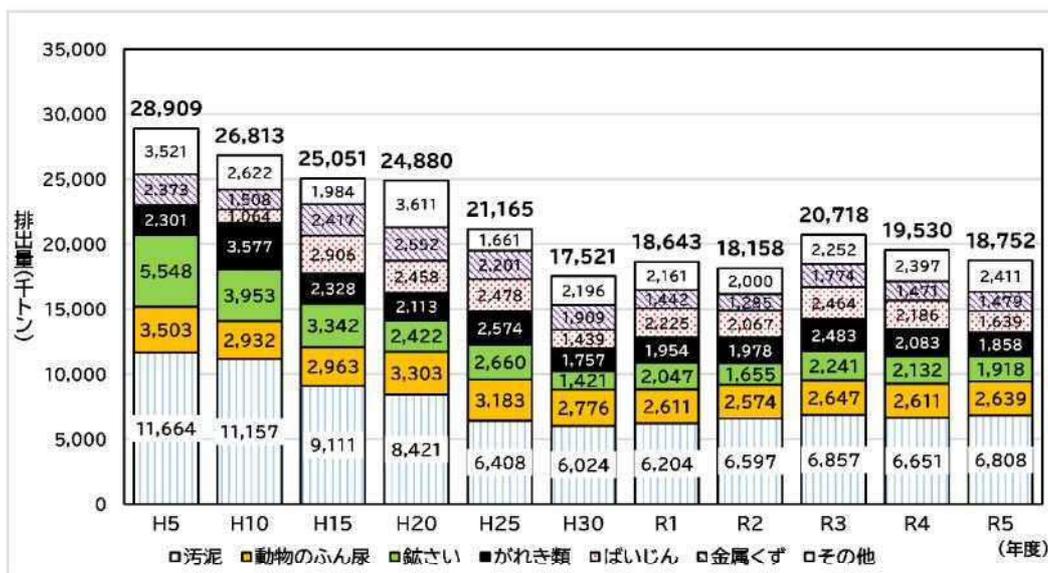


図3-2-2 種類別排出量

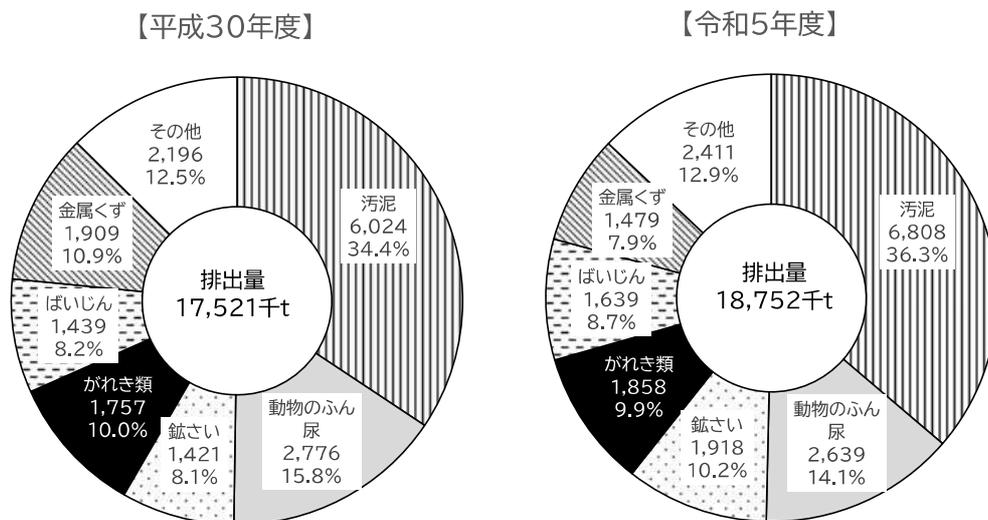
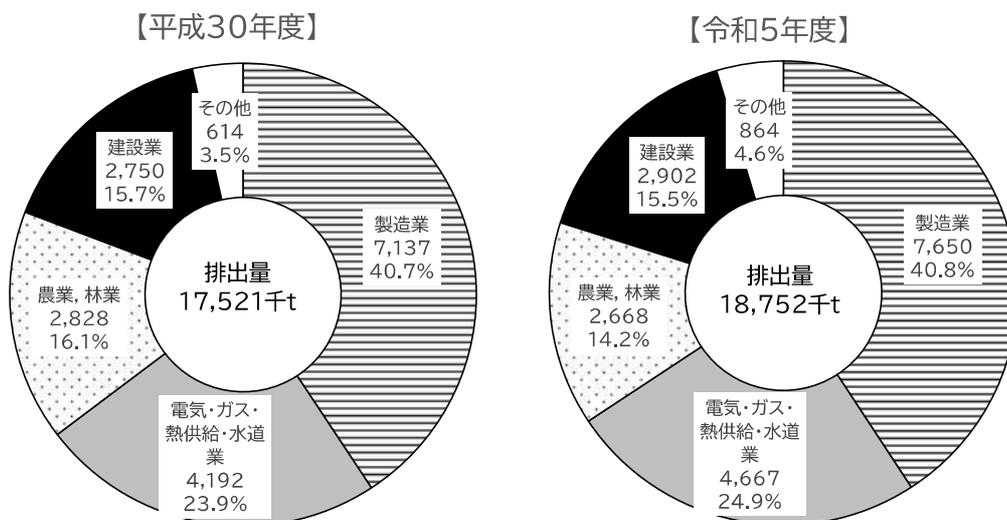


図3-2-3 業種別排出量



## (2)処理・処分状況

### 【現状】

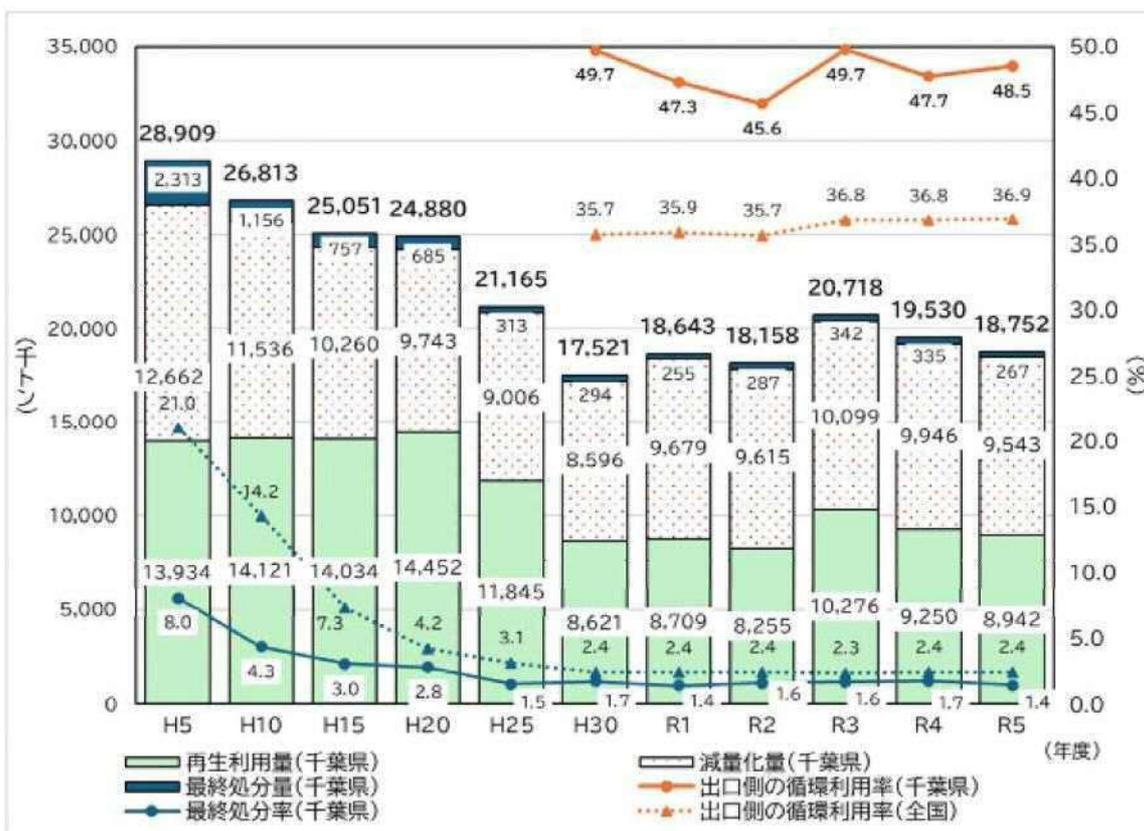
産業廃棄物の出口側の循環利用率は、横ばいで推移しており、令和5年度は48.5%となっています。

令和5年度の最終処分量は約26.7万トンで、最終処分率は近年2%以下と全国平均より低い水準にあります。

県の産業廃棄物の出口側の循環利用率は、全国平均より良好な水準で推移しているものの、増減を繰り返しつつ近年横ばいで推移しており、令和5年度は48.5%となっています。(図3-2-4)

令和5年度において、排出量が上位の廃棄物のうち、出口側の循環利用率の高いものは、鉾さい(99.7%)、金属くず(99.6%)、がれき類(98.9%)などとなっています。(図3-2-6)

図3-2-4 産業廃棄物の処理・処分状況(全国平均との比較)



※出口側循環利用率は、環境省の「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」から算出。算出方法は、下記の通り。  
 $(再生利用量 + (金属くず、ガラ陶、鉾さい、ガレキ類の減量化量) - 動物のふん尿の直接再生利用量) / 排出量 \times 100$

図3-2-5 産業廃棄物の種類別処理・処分状況(処理区分別構成比)(令和5年度)

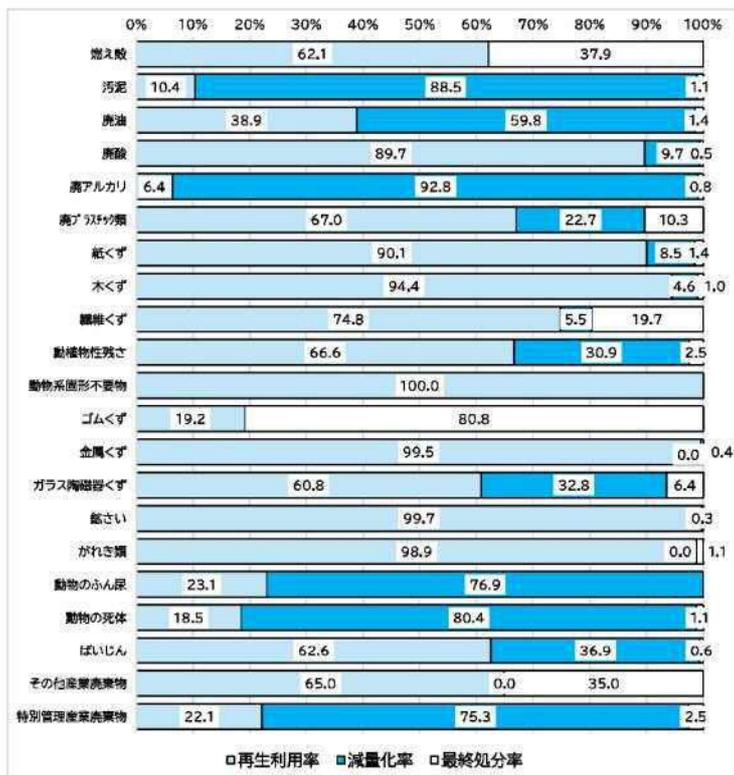
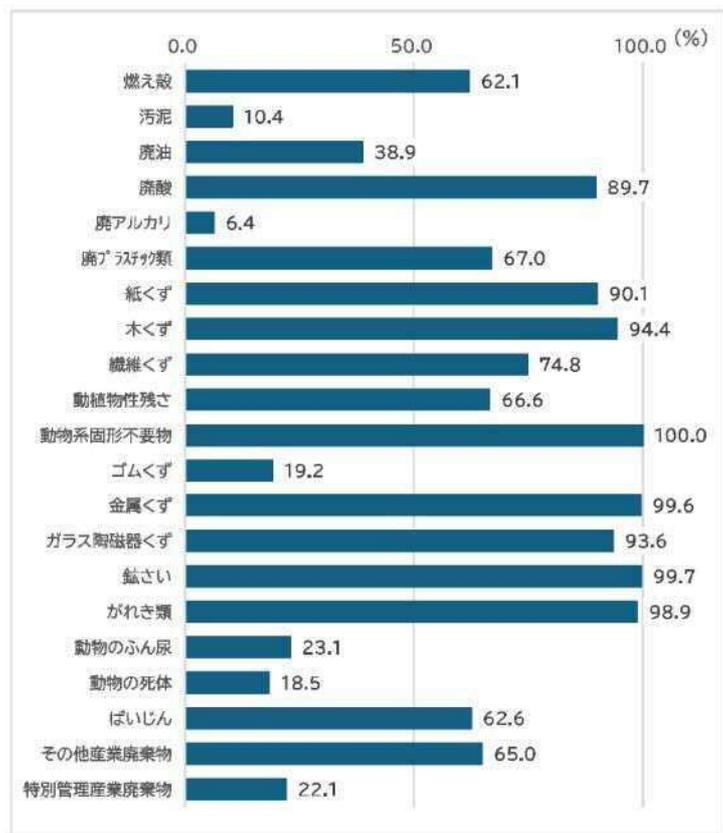


図3-2-6 産業廃棄物の種類別の出口側の循環利用率(令和5年度)



最終処分量は、令和5年度には約26.7万トンと平成30年度から約9%減少しています。最終処分率でみると、平成30年度の1.7%から1.4%に減少しているとともに、全国平均より低い水準で推移しています。(図3-2-4、表3-2-1、表3-2-2)

また、最終処分量は、汚泥が最も多く、次いで混合廃棄物、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの順となっています。(表3-2-1)

表3-2-1 産業廃棄物の種類別処理量・処分状況(処理区分別構成比)(令和5年度)

廃棄物名	区 分	量(千t/年)				排出量を100とした割合			
		排出量	再生 利用量	減量化量	最終 処分量	排出率	再生 利用率	減量化率	最終 処分率
赤泥類		52	32	20	100.0%	62.1%		37.9%	
汚泥		6,808	706	6,097	75	100.0%	10.4%	88.6%	1.1%
廃油		204	79	122	2	100.0%	38.9%	59.8%	1.4%
廃酸		156	140	15	1	100.0%	89.7%	9.7%	0.5%
廃アルカリ		171	11	159	1	100.0%	6.4%	92.8%	0.8%
廃プラスチック類		330	221	75	34	100.0%	67.0%	22.7%	10.3%
紙くず		19	17	2	0	100.0%	90.1%	8.5%	1.4%
木くず		403	380	18	4	100.0%	94.4%	4.6%	1.0%
繊維くず		1	0	0	0	100.0%	74.8%	5.5%	19.7%
動植物性残渣		63	42	20	2	100.0%	66.6%	30.9%	3.5%
動物系固形不要物		1	1			100.0%	100.0%		
ゴムくず		0	0		0	100.0%	19.2%		80.8%
金属くず		1,479	1,472	1	6	100.0%	99.6%	0.0%	0.4%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		449	273	147	29	100.0%	60.8%	32.8%	6.4%
紙さい		1,918	1,913		5	100.0%	99.7%		0.3%
がれき類		1,858	1,837	0	21	100.0%	98.9%	0.0%	1.1%
動物のふん尿		2,639	609	2,030		100.0%	23.1%	76.9%	
動物の死体		16	2	8	6	100.0%	18.8%	80.4%	1.1%
ばいじん		1,639	1,025	604	9	100.0%	62.6%	36.9%	0.6%
その他(13号廃棄物)									
混合廃棄物		134	87	0	47	100.0%	65.0%	0.0%	35.0%
特別管理産業廃棄物									
廃油		45	12	32	0	100.0%	27.0%	71.9%	1.1%
廃酸		81	19	60	1	100.0%	24.2%	74.8%	1.0%
廃アルカリ		69	25	43	1	100.0%	36.5%	62.7%	0.9%
感染性産業廃棄物		28	1	24	3	100.0%	1.9%	86.1%	12.1%
廃石綿等		2	0		2	100.0%	15.8%		84.2%
特定有害産業廃棄物		194	35	155	4	100.0%	18.1%	80.0%	1.9%
合 計		18,752	8,942	9,543	267	100.0%	47.7%	50.9%	1.4%

※ 「13号廃棄物」とは、産業廃棄物を処理した結果、廃棄物の性状が産業廃棄物のどの種類にも分類されなくなったものをいいます。

※ 上記項目には保管量を含まないため合計と内訳は一致しません。

表3-2-2 産業廃棄物の種類別処理量・処分状況(処理区分別構成比)(平成30年度)

廃棄物名	区 分	量(千t/年)				排出量を100とした割合			
		排出量	再生 利用量	減量化量	最終 処分量	排出率	再生 利用率	減量化率	最終 処分率
赤泥類		283	276	3	3	100.0%	97.7%	1.1%	1.2%
汚泥		8,924	698	5,346	70	100.0%	10.1%	88.7%	1.2%
廃油		250	131	118	1	100.0%	52.4%	47.3%	0.2%
廃酸		102	98	5	0	100.0%	95.3%	4.7%	0.0%
廃アルカリ		61	20	31	0	100.0%	32.4%	51.0%	0.0%
廃プラスチック類		353	204	137	11	100.0%	58.0%	38.9%	3.1%
紙くず		15	12	2	0	100.0%	86.2%	14.6%	0.2%
木くず		228	175	49	2	100.0%	77.6%	21.7%	0.7%
繊維くず		3	1	2	0	100.0%	24.6%	75.6%	0.1%
動植物性残渣		82	65	16	1	100.0%	79.4%	19.9%	0.7%
動物系固形不要物									
ゴムくず		0	0	0	0	100.0%	42.8%	3.5%	53.8%
金属くず		1,999	1,896	0	12	100.0%	99.4%	0.0%	0.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		397	237	147	13	100.0%	59.7%	36.9%	3.4%
紙さい		1,421	1,419		1	100.0%	99.9%		0.1%
がれき類		1,757	1,701	1	55	100.0%	96.8%	0.1%	3.1%
動物のふん尿		2,776	642	2,134		100.0%	23.1%	76.9%	
動物の死体		28	5	20	0	100.0%	18.8%	80.4%	1.1%
ばいじん		1,439	931	464	44	100.0%	64.7%	32.2%	3.1%
その他(13号廃棄物)									
混合廃棄物		187	121	0	66	100.0%	64.6%	0.2%	35.3%
特別管理産業廃棄物									
廃油		24	12	12	0	100.0%	49.6%	49.6%	0.6%
廃酸		57	11	46	0	100.0%	19.6%	80.2%	0.2%
廃アルカリ		32	22	10	0	100.0%	69.0%	30.8%	0.2%
感染性産業廃棄物		44	1	39	4	100.0%	2.0%	87.9%	10.1%
廃石綿等		2	0	0	2	100.0%	6.5%	0.0%	92.6%
特定有害産業廃棄物		54	32	14	8	100.0%	59.9%	25.3%	14.8%
合 計		17,521	8,621	8,596	294	100.0%	49.2%	49.1%	1.7%

※ 上記項目には保管量を含まないため合計と内訳は一致しません。

### (3) 適正処理の推進

#### ① 不法投棄

##### 【現状】

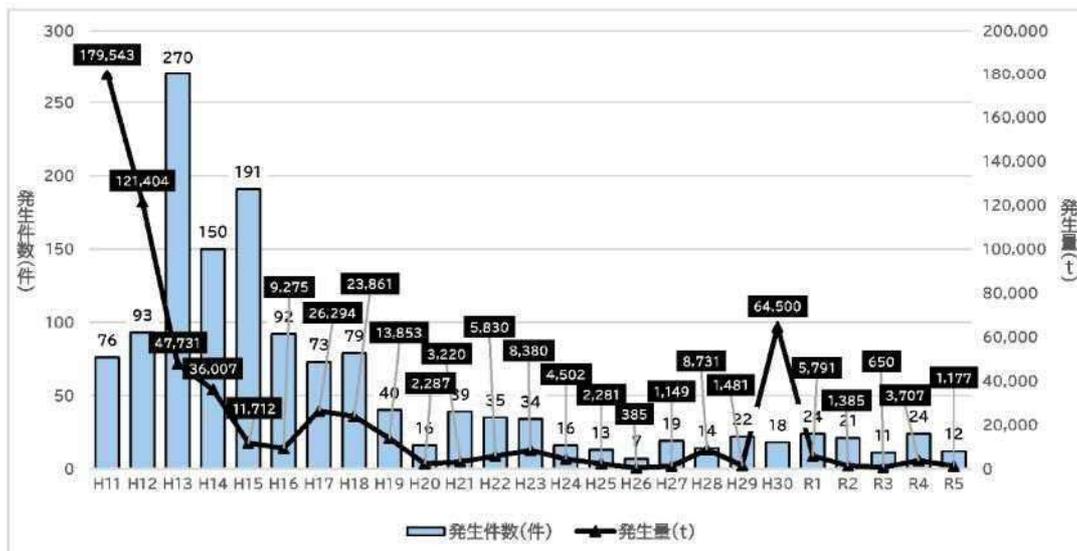
不法投棄量は、平成30年度に大規模不法投棄事案が2件判明したものの、平成11年度のピーク時から大幅に減少し、令和5年度は約1,200トンとなっています。

県は、産業廃棄物が多量に排出される首都圏に位置し、交通の便が良く廃棄物を運搬しやすいこと、比較的平坦な地形に丘陵地や谷津があり、遊休化した農地や山林などが多いことなど、産業廃棄物の不法投棄がされやすい条件が重なっています。ピーク時の平成11年度には、全国の不法投棄量の4割にあたる約18万トンもの不法投棄がありました。

このため、県では、民間警備会社も活用し、悪質巧妙化する不法投棄等に機動的に対応できるよう24時間・365日の監視パトロールや、不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視するスポット監視（定点監視等）の実施、市町村職員への立入検査権限の付与など、監視指導の体制整備・強化を図るとともに、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（平成14年10月施行）による規制の強化を図った結果、平成11年度をピークに減少し、近年は平成30年度の大規模不法投棄事案2件を除くと横ばい傾向となっています。（図3-2-7）

不法投棄の原因としては、一部の排出事業者や処理業者等が適正処理を怠る、法の委託基準等を理解していない等が考えられます。

図3-2-7 不法投棄状況の推移



## ② 不法投棄の残存量等

### 【現状】

令和5年度末現在の不法投棄等の残存量は約400万トンとなっており、全国の約40%を占めています。

不法投棄について、新規発生件数は減少しているものの、不法投棄の行為者の特定が困難なことや特定した行為者に撤去のための財力がないなどの理由から、不法投棄等残存物の撤去が進んでいない状況にあります。令和5年度末の残存量は約400万トンであり、全国の残存量約1,011万トンの約40%を占めています。

近年の不法投棄の残存件数、残存量の推移は、ともに横ばい傾向にあります。

県では、不法投棄等不適正処理された産業廃棄物について、行為者等に撤去指導を行っていますが、行為者等の行方不明などにより撤去が困難で、周辺環境への影響が大きい場合には、県が行為者等に代わって撤去を行うなど、不法投棄の残存物の除去を行っています。(表3-2-3)

表3-2-3 不法投棄等残存量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
残存件数(件)	779	830	799	782	788	796	793	797	830	846
残存量(t)	3,945,879	3,955,570	3,967,615	3,959,301	4,019,344	4,031,260	4,010,671	4,016,649	4,019,675	4,027,335

※10トン以上の不適正処理事案(千葉市、船橋市、柏市分を含む)を対象としています。

## ③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物

### 【現状】

高濃度ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処理が大幅に進み、令和5年度末現在、変圧器2台、コンデンサー(3kg以上)121台、安定器約2万台、PCB油約0.3トン等が保管されています。

県では、平成13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特別措置法」という。)及び国の定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。)に基づき、「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「千葉県PCB処理計画」という。)」を平成20年9月に策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組んでおり、PCB廃棄物処理基本計画の変更に応じて、千葉県PCB処理計画を改訂(平成29年3月)しています。

PCB特別措置法に規定される高濃度PCB廃棄物の処分期限が到来し、把握している高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の事業終了準備期間を活用し、適正処理の指導を完了しました。今後、高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、現在国において検討されている高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制に基づき、適切な指導を行う必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物については、処分期限が迫っていることから、事業者に対して、処分期間内の適正処分の周知啓発及び指導を引き続き徹底する必要があります。(表3-2-4)

表3-2-4 PCB廃棄物の処分期限

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

PCB廃棄物等の種類	処分期間 (根拠規定)	特例処分期限日 (根拠規定)
高圧変圧器、コンデンサー、PCB油等	令和4年3月31日まで (PCB特別措置法施行令第6条)	令和5年3月31日 (PCB特別措置法第10条第3項)
安定器及び汚染物等 (※)	令和5年3月31日まで (PCB特別措置法施行令第6条)	令和6年3月31日 (PCB特別措置法第10条第3項)

低濃度PCB廃棄物(高濃度PCB廃棄物を除くPCB廃棄物)

PCB廃棄物等の種類	処分期間 (根拠規定)	特例処分期限日 (根拠規定)
PCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等	令和9年3月31日まで (PCB特別措置法施行令第7条)	—

※「汚染物等」とは、「小型電気機器(3キログラム未満)」「感圧複写紙」「ウエス」「汚泥」「その他の汚染物」を指します。

表3-2-5 千葉県内のPCB等廃棄物等の保管・使用状況(令和5年度)

PCB廃棄物の種類(単位)		PCB濃度5,000mg/kg超 (高濃度PCB廃棄物) (※1)		PCB濃度5,000mg/kg以下 (低濃度PCB廃棄物) (※1)	
		保管量	使用量	保管量	使用量
変圧器、コンデンサー、PCB油等	変圧器(台)	2	0	1,067	1,620
	コンデンサー(3kg以上)(台)	121	0	1,264	545
	PCBを含む油(kg)	305	0	204,041	22,189
	柱上変圧器(台)(※2)	0	0	2	0
	電気事業者の柱上変圧器(台)(※3)	0	0	5,443	3
安定器、及び汚染物	コンデンサー(3kg未満)(台)	12,129	0	21,121	109
	安定器(台)	19,106	916	4,573	215
	その他の機器等(台)(※4)	8	0	1,059	480
	感圧複写紙(kg)	0	0	0	0
	ウエス(kg)	2,071	0	718	0
	OFケーブル(kg)	0	0	645	87,971
	汚泥(kg)	1,190	0	46,443	0
	塗膜(kg)	0	0	8,811	0
その他(kg)(※5)	14,076	0	802,470	207,154	

※1 PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数(個数)や重量で計上できないものがあります。PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kgとして重量に換算し計上しています。なお、低濃度PCB廃棄物には、濃度不明(低濃度疑い物)も含まれます。

※2 電気事業者の柱上変圧器を除きます。

※3 東京電力パワーグリッド株式会社が所有するものです。

※4 「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等を言います。このうち大型物は、変圧器、コンデンサー、PCB油等に分類されます。

※5 「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のPCB汚染物、コンサベーター等の機器のうちPCBに汚染されたものをいう。このうち、保管容器は変圧器、コンデンサー、PCB油等に分類されます。

#### ④ 廃石綿等の特別管理産業廃棄物

##### 【現状】

令和5年度の廃石綿等の排出量は、約2千トンでした。

令和5年度の感染性産業廃棄物の排出量は、約2万8千トンでした。

令和5年度の廃石綿等の排出量は約2千トンで、84.5%が最終処分されています。(表3-2-1)

廃石綿(アスベスト)については、高度経済成長期に建設された施設などが更新の時期を迎え、解体・廃棄されることにより今後排出量の増加が予想されます。

令和5年度の感染性産業廃棄物の排出量は約2万8千トンで、12.1%が最終処分されています。(表3-2-1)

感染性産業廃棄物については、恒常的に排出されますが、新型インフルエンザなどの感染症等の流行、高齢化社会の進行に伴う医療・介護の需要在宅医療の増加等により、今後排出量の増加が懸念されます。

#### (4) 産業廃棄物処理施設の整備状況

##### 【現状】

令和6年3月末現在の産業廃棄物処理施設の整備状況は、中間処理施設564施設、最終処分場20施設です。

令和6年3月末において、県内に整備されている産業廃棄物処理施設は、中間処理施設564施設、最終処分場20施設となっています。(表3-2-6)

今後の産業廃棄物の排出動向や新規施設の整備状況によっては、最終処分場の残余容量がひっ迫するおそれがあるものの、令和6年3月末において残余年数は17.6年となっており、国の基本方針で示されている目標の17年分とほぼ同数の状況にあります。(表3-2-7)

表3-2-6 廃棄物処理法15条に規定する許可施設の整備状況(令和5年度)

区分	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の処理施設	54	51	105
	廃油の処理施設	10	39	49
	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	4	5
	廃プラスチック類の処理施設	3	132	135
	木くず等の処理施設	16	214	230
	その他の処理施設	6	34	40
	合計	90	474	564
最終処分場	安定型	3	7	10
	管理型	3	6	9
	遮断型	1	0	1
	合計	7	13	20

※ 千葉県、船橋市及び柏市内の施設を含みます。  
 ※ 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含みます。  
 ※ 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数です。

表3-2-7 最終処分場の残余容量

区分	処分場の種類	残余容量(千㎡)
排出事業者	安定型	1
	管理型	248
	遮断型	103
	計	352
処理業者	安定型	0
	管理型	2,457
	遮断型	460
	計	2,917
公共	管理型	1,436
	計	1,436
合計		4,705

※ 内訳は、その他量(保管量)を含まないため合計と一致しない場合があります。  
 ※ 残余年数は、[令和5年度末の残余容量]/[令和5年度に県内で発生した産業廃棄物の最終処分量]により算出。(tと㎡の換算比は1)  
 残余年数(17.6年) = 残余容量(4,717千㎡) / 最終処分量(26.7万t)  
 なお、最終処分場は、県内で発生した産業廃棄物のほか、県外で発生した産業廃棄物も受け入れています。

## (5) バイオマスの活用の促進

### 【現状】

令和2年度における県内のバイオマス発生量は約535万トンであり、その約79%に当たる約423万トンが利用されています。

県内には、家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマスが存在しており、年間約535万トンものバイオマス資源が発生していると推計されています。

バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から、収集・運搬に労力・コストがかさみ原料が集まりにくいことや、製品(肥料・飼料等)への変換コストが高いこと、バイオマス製品の需要が少ないことなどの課題がありますが、地球温暖化対策や循環型社会の構築などの観点から、持続的に再生可能であり化石資源の一部を代替する資源としても有望であるバイオマスの活用を図る必要があります。

県では、平成15年5月に「バイオマス立県ちば推進方針」を策定し、県内各地で地域特性を生かしたバイオマス活用の取組を推進してきた結果、9市町(山武市、白井市、旭市、大多喜町、睦沢町、市原市、館山市、南房総市、香取市)においてバイオマスタウン構想が策定されています。

また、令和6年6月には「第2次千葉県バイオマス活用推進計画」を策定し、利用率86%以上(令和12年度目標)を目指してバイオマスの活用に取り組んでいます。令和2年度は利用率が約79%となっており、令和12年度の目標達成に向けて引き続き取組を進めてまいります。

表3-2-8 バイオマス活用推進計画における利用率の推移等

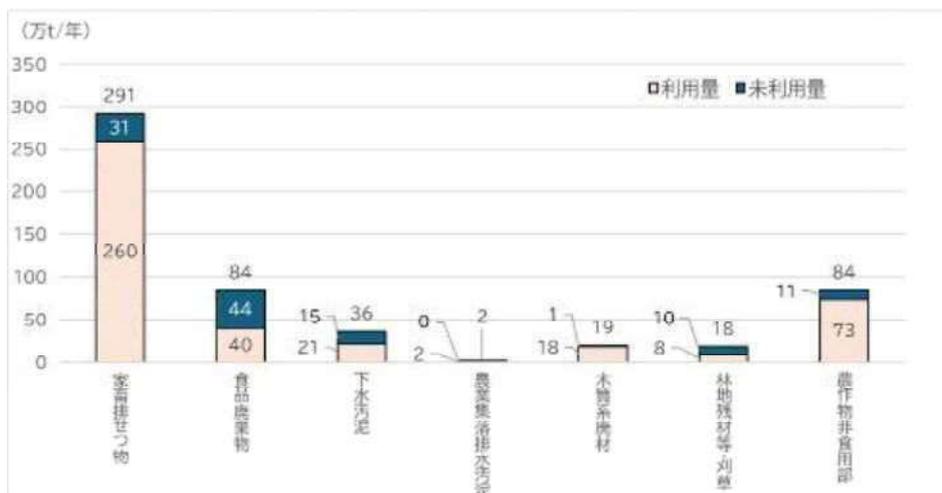
	平成30年度			令和2年度(基準年度)			令和12年度(目標年度)		
	発生量 (万t)	利用量 (万t)	利用率 (%)	発生量 (万t)	利用量 (万t)	利用率 (%)	発生量 (万t)	利用量 (万t)	利用率 (%)
全バイオマス	557	432	78	535	423	79	443	381	86
廃棄物系 バイオマス ※1	464	355	77	432	341	79	365	313	86
未利用 バイオマス ※2	93	77	83	102	81	79	77	68	88

※1 「廃棄物系バイオマス」とは、家畜排せつ物、食品廃棄物(生ごみ、食品加工残さ、廃食用油)、汚泥(下水汚泥(脱水汚泥)、農業集落排水汚泥)、林地残材等・刈草の一部(街路樹・都市公園・家庭剪定枝、道路・河川敷・都市公園刈草)、木質系廃材(製材残材、木材工業系残材、建設発生木材)です。

※2 「未利用バイオマス」とは、農作物残さ(稲わら、もみがら、野菜等非食部、果樹剪定枝)、林地残材等・刈草の一部(林地残材、ゴルフ場芝草)です。

バイオマスの利用状況を種類別にみると、家畜排せつ物が約260万トンと最も多く、次いで食品廃棄物(生ごみ、食品加工残さ等)や下水汚泥となっており、肥料や飼料などに利用されているほか、建設系木くずを活用したバイオマス発電も行われています。(図3-2-8)

図3-2-8 千葉県のバイオマスの発生・利用状況(湿潤量)(令和2年度)



## (6)ヤードの状況

### ① 自動車ヤード

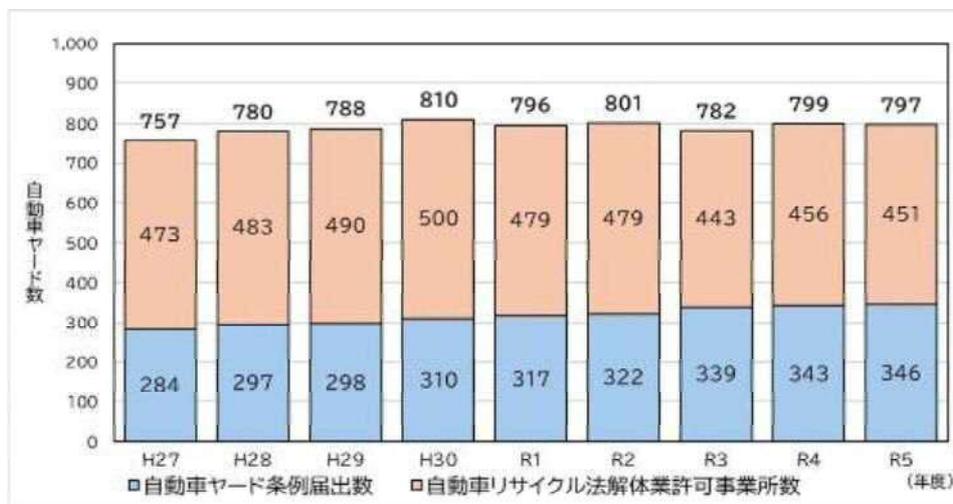
#### 【現状】

令和6年3月末現在の自動車ヤード数は、797件です。

自動車ヤードとは、外周をフェンスや鋼板製の塀などで囲われ、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例(以下「自動車ヤード条例」という。)に基づき届出された、自動車のエンジンや足回りなどの部品を保管する施設と、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づく許可を得た、使用済自動車の解体を行う施設です。

令和6年3月末において、自動車ヤード条例に基づく届出数は346件、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可事業所数は451件となっています。(図3-2-9)

図3-2-9 県内の自動車ヤード数の推移



## ② 金属スクラップヤード等

### 【現状】

令和7年3月末現在の金属スクラップヤード等の事業場数(千葉市、袖ヶ浦市分を除く)は437件であり、そのうち283件が許可申請を行っており、同年12月末現在90件が許可となっています。

令和7年3月末現在、令和6年4月1日に施行した千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(以下「金属スクラップヤード等規制条例」という。)の規制対象事業場数(千葉市、袖ヶ浦市分を除く)は437件です。

廃業等(条例規制対象外として事業継続含む)の意向を示した154件を除く283件が、金属スクラップヤード等規制条例に基づき許可申請を行っており、同年12月末現在90件が許可となっています。

### 3.3 計画目標の進捗状況

前計画では、目標年度(令和7年度)における一般廃棄物と産業廃棄物の排出量、出口側の循環利用率及び最終処分量に関する目標値を定めています。

ここでは、最新の実績データである令和5年度実績と目標値を比較し、進捗状況を整理しました。

令和5年度の時点で既に目標を達成しており、令和7年度も目標達成が見込まれるものは「○」、令和5年度の時点では目標を達成していませんが、令和7年度には目標達成の可能性のあるものは「△」、目標達成が困難な状況にあるものは「×」と整理しました。

表3-3-1 前計画の目標値と実績値の状況

	区分	H30	R5	R7	目標達成見込
		基準年度	実績値	目標年度	
一般廃棄物	■排出量	206 万t	194 万t	183万t以下	△
	■一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507 g	482 g	440g以下	×
	■出口側の循環利用率	22.4%	22.6%	30%以上	×
	■最終処分量	14.3万t	10.7万t	12万t以下	○
産業廃棄物	■排出量	1,752 万t	1,875 万t	1,690万t以下	×
	■出口側の循環利用率	49.7%	48.5%	52%以上	×
	■最終処分量	29.4万t	26.7万t	28万t以下	○

#### (1)一般廃棄物

##### ① ごみ排出量

令和5年度のごみの排出量は、基準年度の206万トンから約12万トン減少の194万トンとなっています。令和7年度の目標である183万トン以下の達成の可能性があります。

##### ② 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5年度の県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)は、基準年度の507gから約25g減少し482gとなっており、減少傾向にあります。

県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、全国平均(475g)と比較して高い水準で推移していますが、近年はその差が小さくなっています。

##### ③ 出口側の循環利用率

令和5年度の出口側の循環利用率は、基準年度の22.4%から約0.2ポイント増加し、22.6%となっています。

県の出口側の循環利用率は、全国平均(19.5%)より良好な水準で推移しているものの、焼却施設からの資源化量の増加と集団回収量の減少等により、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ④ 最終処分量

令和5年度の最終処分量は、基準年度の14.3万トンから約3.6万トン減少し、10.7万トンとなっています。

令和7年度の目標である12万トン以下を既に達成している状況です。

また、県民一人1日当たりの最終処分量は、令和5年度で46g/人・日と全国平均(70g/人・日)より良好な水準で推移しており、その差は近年若干広がっています。

## (2)産業廃棄物

### ① 排出量

令和5年度の産業廃棄物の排出量は、基準年度の1,752万トンから約123万トン増加し、1,875万トンとなっています。

産業廃棄物の排出量は、事業者による排出抑制の取組のほか、経済の影響を強く受けます。平成30年度までは減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和3年度は増加に転じ、その後は、概ね減少傾向で推移しています。

### ② 出口側の循環利用率

令和5年度の出口側の循環利用率は、基準年度の49.7%から約1.2ポイント減少し、48.5%となっています。

県の出口側の循環利用率は、全国平均(36.9%)より良好な水準で推移しているものの、再生利用率の低い汚泥の排出量の増加と、再生利用率の高い鋳さいやがれき類の排出量の減少等により、ほぼ横ばいで推移しています。

### ③ 最終処分量

令和5年度の最終処分量は、基準年度の29.4万トンから約2.7万トン減少し、26.7万トンとなっています。

令和7年度の目標である28万トン以下を既に達成している状況です。

廃棄物の種類別の最終処分量では、汚泥の割合が最も多く、全体の約28%(約7.5万トン)を占めています。

また、県の最終処分量率は、令和5年度で1.4%と全国平均(2.4%)より良好な水準で推移しており、その差は近年変わりません。